

国府のなかの国司館―国庁と国司の館―

加藤 友康

はじめに

律令国家のもとで五畿七道の行政ブロックに編成された諸国には、中央から国司が派遣され、任国に赴いた国司は地方統治のためにさまざまな活動を行なっていた。その拠点となった地が国府であり、国府には国内支配のためのさまざまな施設が置かれた。本稿では、国府を構成する諸施設のうち、国司の館（国司館）と称される国司が日常的に在住した国庁とは異なる空間について検討を加えたい。その際、国司館がなった機能に焦点をあて、その変化を奈良時代から平安時代への変遷で捉える視角で検討を進めたい。

一 国府の諸概念―国庁・国衙・国府―と国府の成立

国府を構成するさまざまな施設は、史料上にも国庁（庁）、国衙（衙）、国府などさまざまな用語として現われる。この国府あるいは国庁などと称される一定の区画をどのように呼称するかということにかかわって、八木充氏による提起^①以来国府を構成する諸施設についての用語の多様性が指摘されてきた。政務や儀式を行なう中枢施設である国庁、国司の任期中の居住施設である国司館、行政事務を行なう種々の曹司、食料・食器の調達・管理にあたる国厨、兵器などを製作する工房などによって国府は構成されていた。しかし、これらの諸施設は史料上の表記では統一的に用いられていない。中枢施設である国庁、その周囲に設けられた国の行政事務や維持・管理・運営にかかわる雑舎群からなる国衙、さらにその外縁に営まれた官衙施設群・国司館・労役に従事する徭丁の宿所・市・国学の学校・国博士らの居所・百姓の民家などを含む国府全体の範囲を国府域という、歴史的概念として三重の構造で定義^②してとらえる方法をとることが多くなったことから、以下では、この三重の構造―国庁・国衙・

国府域―のうち、国府域に営まれた国司館を対象に検討する。

国府の形成時期については、とくに中心となる国庁の成立が国府成立の基準となる。これまで国府の成立は二つの画期でとらえられてきた^③。第一は、七世紀第3四半期頃から八世紀初めの頃の初期国府の端緒的成立期であり、これを画期としつつも、第二の八世紀前半（第2四半期中心）から八世紀中頃に国庁や曹司が創設され、九世紀代から十世紀初め頃まで受け継がれてゆくことから、国府の基本構造が成立した時期として画期を認めるものである。そのため、国府をともしなう国府の全面的成立は第二に置かれることとなる。このことから、国府の成立が郡家の成立よりも時代が下ることになり、それ以前、国司は独立した庁舎をもたず、拠点的な評家・郡家を仮の庁舎としたり、評家や郡家を巡回する形で任務を遂行したとする想定につながる。この前提として、『出雲国風土記』にみえる「国庁意宇郡家」^④、「国庁たる意宇郡家」と解釈する青木和夫氏の文献解釈^⑤が存在していた。

文献史学でも、大宝令以前にクニノミコトモチが政務をつかさどる庁舎の存在を推定した吉田晶説^⑥があったものの、国府施設の造営・整備を平城京（宮）造営と時期を同じくした和銅年間を画期とする山中敏史説に相即的な八木充説^⑦が提唱されていた。このように「郡家先行説」とも評価できる説が主要な考え方であった。

第二の画期、とくに八世紀第2四半期以降に本格的に展開する諸国の国庁は、建物群がコ字型配列をとっていることが特徴である。このような定型化した国庁に先行する国庁下層の官衙遺構に注目して初期国庁の存在が大橋泰夫氏によって提唱された^⑧。氏によれば、出雲・美作・三河・常陸・日向・肥後の各国府跡で発掘されている国庁下層で確認された前身官衙と、下野・伯耆・美濃国府の調査結果の再検討から、各国府跡で発掘されている国庁遺構の下層

で確認された前身官衙や、定型化した国庁とは異なる地区で長舎型建物から構成される先行した遺構があり、のちに定型化した国庁に移転する事例などから、八世紀前半(第2四半期中心)から八世紀中頃の国庁の創設期とされた時期を遡りうる大きな画期として初期国庁の創設があったとされたのである。

「初期国庁」論の提起を受けて、国庁の成立とも連動するであろう国司が常駐した施設である国司館に焦点をあて考古学的知見からみておきたい。

二 考古学の発掘成果と国庁と連動する施設Ⅱ国司館

(一) 武蔵国

「初期国庁」段階の国司館としてその姿が比較的明らかになっているのが武蔵国の事例である。武蔵国府国衙の南西約五〇mの御殿地区と呼ばれる場所で国司館と想定される遺構が確認されている。主屋(正殿)・副屋(前殿・脇殿)とその付属建物が正方位を意識して配置された官衙遺構である。建物群は、八世紀前半代を中心に機能し、七世紀後半(後葉)まで遡る可能性も指摘され、この八世紀前半を中心とする国司館が、九世紀に西方約二〇〇mの段丘崖の崖下に移転したと推定されている。

この建物群について、御殿地区の国司館が初期国庁あるいは国宰所を兼ね備えており、八世紀前葉以降の定型化国庁の成立にともない御殿地区の国司館が国司の官舎として特化され、八世紀中葉に廃絶(他所へ移転)したとする見解がある⁸⁾。

七世紀末から八世紀前半とみられるコ字型配置の掘立柱建物がみつかった地区からは、「足立」「□館」などの墨書土器が出土している。「足立」は足立郡を示すとみられる、武蔵国内の貢進物が多磨評に集められると、国内の諸評から物資や人々が集まってきて、諸評の出先機関が形成されたとする想定もある⁹⁾。

また、「□館」は多摩郡司の館ではなく、国司のなかの誰かの館で国庁・曹司に先行する機能をもっていたとされる。この中村順昭説は「国司館↓曹司↓国庁が時代を追って形成」されるとする、「国庁の成立が八世紀前葉まで遡らない」という前提による「国司館代用説」である。しかし、いくつかの国では藤原京期に遡る儀式空間をもつ初期国庁が成立していた事例もあり、御殿地区の国司館の機能については、周防を含めた他の諸国の国司館と国庁との関係

をそれぞれの機能に即して検討することが必要となる。また、国司館の機能の変化について時系列を追って検討することも課題である。

(二) 陸奥国などの九世紀型国司館

武蔵国以外の諸国で確認される国司館の遺構は、多くは九世紀以降のものである。

① 陸奥国

陸奥国の場合、国庁域である多賀城の前面に広がる地区に五か所確認されている¹⁰⁾。①館前地区、②市川橋遺跡大臣宮地区、③山王遺跡千刈田地区「北一西七区」、④山王遺跡多賀前北地区「北一西三区」、⑤山王遺跡多賀前南地区「南一西二区」である。

このうち①は、多賀城外郭の東南隅から約二〇〇m離れた独立丘陵上に立地し、六棟の掘立柱建物からなり、中央に七×四間の大型の四面廂建物、七×二間の東西建物をもっている。遺構の時期は九世紀前半頃(九世紀後半とする説もある)から十世紀前半とされる。②では三×三間の北廂建物が検出され、時期は九世紀後半から十世紀前葉とされる。③では九×四間の四面廂建物があり、題籤軸木簡¹¹⁾が出土しており、時期は九世紀後半から十世紀中頃とされる。④では、廂付き建物・総柱建物が方向をそろえて配置され、時期は九世紀前半頃から十世紀前半頃、⑤は方約一町の屋敷地、庭園遺構で、「守」の墨書土器も出土している。時期は九世紀前葉頃から十世紀前葉頃を中心とする想定されている。なお、山王遺跡の③、⑤の三か所の遺構は同時に存在したのではないとの指摘もある¹²⁾。

いずれにしても陸奥国の場合、国庁(多賀城)とは異なる場所に国司館が存在し九世紀以降のものである。

② 下野国

下野国の場合は、政庁南側と政庁北側の二か所に国司館と想定される遺構が確認される。政庁南側では、四期の変遷がみられる廂付き大型建物や「介」「介□」の墨書土器が出土している。遺構の時期は政庁とほぼ同じ八世紀後半から十世紀初頭とされる。政庁北側では、中心建物は七×五間の掘立柱建物で、建替え後は礎石建物に変化するが、時期はおおよそ十世紀前半から後半に及び、政庁の最終末期からその衰退後に相当するとされる¹³⁾。

③筑後国

筑後国の場合は、Ⅱ期国庁の南東に所在し、内郭外郭に築地をめぐらし、内郭には長大な掘立柱建物、外郭には四面廂付建物を持ち、時期は九世紀後半から末とされている⁽¹⁴⁾。

その他にも、近江・出雲⁽¹⁵⁾、肥前⁽¹⁶⁾などが想定されているが、武蔵国を除くと明確に八世紀前半(Ⅱ初期国庁段階、律令制当初からの時期)まで遡る国庁と併存した国司館の存在を示す事例はみえない。しかし、周防国の国司館の場合には、武蔵国と並んで重要な事例と考えられる。

(三)周防国の国司館

周防国では、二つの国司館想定遺構が存在する⁽¹⁷⁾。一つは、草園地区・草園地区東部の遺構である。草園地区は国庁域と想定される「二町域」の北約一〇〇mに位置する八世紀前半～十世紀前半の「国司館」の候補地とされる。南北方向の溝と堀によって区画された東西五三・七mの範囲に掘立柱建物が存在し、区画の南溝も検出されている。墨書土器「目」(第五次調査)、風字硯・斎串・鈔帯・封緘木簡・「請菜」の請求木簡など第一一二次調査)、籍帳様木簡(第一二五次調査)も出土している。この東側の地区では、九世紀前半と想定される建物群が確認され、墨書土器「国厨」「館」も出土している。ただ、草園地区で木簡が出土した池状遺構は同時期の建物がⅠ二期(八世紀後半以降とされる)のものとされ、木製品端材の出土が多く木材加工場の可能性も想定される⁽¹⁸⁾という多様な要素もあり、Ⅰ一期(八世紀前半)の国司館の機能を考察するには慎重な検討が必要であろう。

もう一つは、築地地区と呼ばれる「二町域」の南約三〇〇mに位置する十世紀前半から十一世紀はじめにかけて三～四回の建替えをともなう建物群(四面廂建物など)が存在する地区である。十世紀を画期とする二つの時期(かつての大林達夫の指摘⁽¹⁹⁾)も参照)に国司館が異なる位置に営まれていたことで、草園地区から築地地区への国司館の位置の変遷が想定されている。

国庁の場合には、初期国庁から定型化国庁へ展開したあとは、基本的には同じ場所而建替えられたことが指摘されている。これに対し国司館の場合は、武蔵国・周防国の二つの国を含めて、九世紀以降の国司館が検出された陸奥国や下野国の場合も時期を違えて複数箇所存在したことが確認されており、国司

館は「移転する」ともいえる。

次に、国司館の建替えも視野に入れて、国司館のあり方を文献史料で検討することが課題となる。国司館の建替えにかかわる法的制度や、史料にみえる国司館を機能の面から、とくに国庁での政務・儀式のあり方と比較しつつ、国司館という「場」で展開された国司を中心とした人々の活動をもとに検討を進めたい。

三 国司の館と文献史料

(一)国司の館に関する法的制度―館の建替に視点をすえて―

八世紀には、国庁とは区別された国司の官舎があったことが次の史料から確認できる。

【史料1】『令集解』仮寧令21外官聞喪条

「凡外官(朱云、京官還レ家可二举哀一耳。曹司中不レ可二举哀一者。及使人(謂、勅使官使皆是也。聞レ喪者、聽二所在館舎安置一。謂、假日之内、仍得レ居二館舎一。但使事速者、不三必滿二假限一、再三举哀、訖即發往。积云、安置、謂聞レ喪使人安二置館舎一耳。古記云、邸舎、謂国司館舎并駅館舎等之類是也。跡云、館舎安置、謂駅使聞レ喪者、在二館舎二可二举哀一耳。不レ得下於二国郡庁内一举哀上。(古記云、国郡庁内、謂判受院内皆是也。)」

仮寧令21外官聞喪条の令文について、大宝令の注釈である古記には、「古記云、邸舎、謂国司官舎并駅館舎等類。」と注釈が施されている。地方官や使者が喪に服するときの場として館舎(国司館など)に安置することを認める一方で、凶事を避けるべき公的な厳肅な空間であった国庁・郡庁での拳哀を認めておらず(『令集解』儀制令12凶服不入条古記)、館舎と庁を区別している。国庁とは異なって、中央から派遣された国司の日常生活の居所、居住施設である国司館は、国司の任期ごとに建替えがしばしば行なわれていたようである。

【史料2】『続日本紀』天平十五年(七四三)五月丙寅条(『類聚三代格』弘仁五年(八一四)六月二十三日太政官符にも引用)

「丙寅、禁断諸国司等不レ住二旧館一更作二新舎一、又到レ任一度須レ給二舖設一、而雖レ經二年序一、更亦給之、又各置二養郡一、令上レ煩二資養一。」

この史料からは、天平十五年頃には、少なくとも国司はその任期間中の住居として官舎を政府から提供されていたこと、また国司は、任にあたって、しばしば古い官舎をきらって、新しく改築ないし新築することを望んだらしいことが知られる。²⁰⁾

天平六年(七三四)「出雲国計会帳」には、「無国司等营造家事」(＝国司がその自らの居住する館の造営工事の有無を太政官へ報告していること)が弁官に報告されたこと、「無国司造家帳一紙」(『大日本古文書』一―五九七頁)と呼ばれた文書が中央へ送進されていることから確認できる。

国司が赴任するたびに新しい館舎を营造することを禁制したのちにも、国司による館舎の新規营造を規制することを目的とした新しい政策がさらに打ち出されている。

【史料3】『続日本紀』天平神護二年(七六六) 九月戊午条

「九月戊午、勅、比見伊勢・美濃等国奏、為レ風被レ損官舎數多。非二但毀類一、亦亡二人命一。昔不レ問レ馬、先達深仁。今以レ傷レ人、朕甚悽歎。如聞、国司等、朝委未レ称、私利早著。倉庫懸磬、稻穀爛紅。已忘二暫勞永逸之心一、遂致二雀鼠風雨之恤一。良宰莅レ職、豈如レ此乎。自今以後、永革二斯弊一。宜レ令下諸国具録二歲中修理官舎之數一、付二朝集使一、毎年奏聞上。国分二寺亦宜レ准レ此。不レ得下假二事神異一、驚中人耳目上。」

天平神護二年(七六六)には、修理した官舎の数について朝集使を通じて毎年中央に報告させている。さらに弘仁四年(八一三)には、

【史料4】『貞観交替式』天長二年(八二五) 格所引弘仁四年(八一三) 九月二十三日騰勅符

「^三心^三早修^三造前司時破損雜物一事

右去弘仁四年九月廿三日下二五畿内七道諸国一騰 勅符傳、館舎正倉器仗池堰国分寺神社等類、随二破損一修理、各立二條例一。至レ有二闕怠一、拘以二解由一。今聞、前後国司交替之日、檢二校破損一、載二不与解由状及交替帳等一言上。因レ茲厥後、旧人者縁レ無二其勢一、不レ堪二修造一。新司者称レ非二已怠一、棄而不レ顧。稍経二年月一弥致二大損一。此之為レ弊不レ可二勝言一。自今以後、交替之日、所レ有破損、宜レ令下二後司一早加^中修造上。其料者作レ差、割^二留前司主典以上公廨^一宛レ之。如無二公廨一者、徵^二用私物一、仍待二修理訖一乃許^二解由一。又郡司之職檢^二察所部一、郡中破損、須レ勤^二修理一。若有二破損一、不

レ勤^二修理一者、作レ差徵^レ物、亦同^二国司一。(下略)」

とみえている。政庁などと同様に、破損について修理責任は後任の国司が負い、修理費用は前任者が負担することとし、修理が終わったのちに解由を発給することで前司の修理責任を明確にしている。その後も、弘仁五年(八一四)には、国司の館を「官舎帳」に登録し、帳簿上でも管理の徹底化を図る政策を採用(『類聚三代格』弘仁五年(八一四)六月二十三日太政官符)するなど、館舎の維持・管理の徹底化が図られている。

では、このような政策により維持・管理が図られた国司の館はどのような機能をもっていたのであろうか。八世紀における国司の館にかかわる二つの史料をもとに検討を加えたい。

(二) 史料にみえる国司の館—機能の側面から—

国司館の機能について、八・九世紀にはすでに①経済活動の拠点になっていた、②政務を行なう場として機能していたとする理解がある。果たしてこの時期すでに国司館がそのような機能を果たしていたのであろうか。まず、①について、正倉院に残る次の史料は国司館の経済的活動を示すものとして理解されてきた。

【史料5】天平勝宝七歳(七五五) 九月二六日「村部豊島解」(『大日本古文書』四―七六頁)

〔〇越前国雜物収納帳

村部豊嶋解 申所殘公廨米事

合六百廿八斛五斗五升三合

敦賀郡十二斛三斗四升

丹生郡二百五十六斛六斗三升八合

足羽郡十三斛五斗七升五合

坂井郡百卅一斛

江沼郡二百十五斛

介宅七斛七斗五升六合

大目宅十二斛一斗七升三合

鴨館六斛四斗九升八合

掖宅六十斛七升七合

次田館二斛五斗五升

阿刀館卅斛

楊胡廉仗二斛七斗四升二合 四度料百二斛
 国分寺二百廿四斛六斗八升四合

天平勝宝七歳九月廿六日村部豊嶋

..... (継目)

公廩米の収納について記した文書で個々の国司の米の配分について、「介宅」「掾宅」「大目宅」「次田館」「鴨館」「阿刀館」と分けて記している。次田・鴨・阿刀はいずれも国司の史生で、次田連益人・鴨朝臣須太例・安都(阿刀)雄足である。介・掾・大目はそれぞれのポストに一人ずつであるので、官職名だけで人物を特定できるが、史生は三名いるので個人名を付けたのであろう。

この史料から、「国司の館は、単なる国司の居住施設というだけにとどまらず、公廩米を備蓄し、それを出挙して営利を行なう経済体であった」とする指摘がある。この見解を補強する論拠として、国司館が九世紀に出現する国司襲撃事件の現場としてしばしば登場することがあげられる。国司の館が在地との対立激化にともない襲撃事件の対象となったのは、国司の経済活動の拠点であり国司の私富蓄積の場であったからであるとする指摘は「村部豊嶋解」の理解にかかわると思われるので、この当否を検討したい。

九世紀における国司襲撃事件を記した記事は『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』にみられる。次の表1は九世紀から十一世紀にかけて発生した国司襲撃事件の一覧である。

このうち九世紀に発生した事例を中心にみてみたい。

【史料6】『日本文徳天皇実録』天安元年(八五七)六月庚寅条

「庚寅、大宰府飛驒言上。対馬嶋上県郡擬主帳卜部川知麻呂、下県郡擬大領直浦主等、率二党類三百許人、围二守正七位下立野正岑館、行レ火射二殺正岑并従者十人防人六人。」

【史料7】『日本三代実録』元慶七年(八八三)七月一九日条

「十九日癸未、先レ是、大宰府六月六日解備、管筑後国解備、今月三日夜分、群盗百許人圍二守正五位上都朝臣御西館、射二殺御西、掠二奪財物。傍吏聞三人叫声、俄発二兵仗一赴集之間、群賊逃散。夜暗兵寡、不レ獲二追捕一者。府依二解状一、差二遣少監正六位上中原真人長城等、率二将兵卒一、発遣捜索。仍且言上者。(下略)」

【史料8】『日本三代実録』仁和二年(八八六)五月二二日条

表1 国司襲撃事件一覧(9世紀~11世紀)

| 西暦 | 和暦 | 月日 | 国 | 役職 | 被襲撃者名 | 襲撃場所 | 襲撃者役職 | 襲撃者名 | 出典 |
|------|------|-------|----------------|-----------|--------------------------|----------------|----------------------------|--------------------------|--|
| 857 | 天安元 | 6.25 | 対馬 | 守 従者 | 立野 正岑 榎本 成岑 | 館 | 上県郡擬主帳 下県郡擬大領 上県郡擬少領 | 卜部川知麻呂 直浦主(氏成) 直仁徳 | 『日本文徳天皇実録』 天安元年6月庚寅条・ 『日本三代実録』天 安元年12月8日条 |
| 883 | 元慶7 | 7.3 | 筑後 | 守 | 都 御西 | 館 | 群盗 | | 『日本三代実録』元 慶7年7月19日条 |
| 884 | 元慶8 | 6.6 | 石見 | 権守 | 上毛野 氏永 | 围(館か) | 石見国介 遷摩郡大領 | 忍海山下連氏則 伊福部真人安道 | 『日本三代実録』元 慶8年6月6日条 |
| 915 | 延喜15 | 2.10 | 上野 | 介 | 藤原 厚載 | | | 上毛野 基宗 | 『日本紀略』演技15 年2月10日条 |
| 919 | 延喜19 | 5.23 | 武蔵 | 守 | 高向 利春 | 国府 | 武蔵国前権介 | 源 任 | 『扶桑略記』延喜19 年5月23日条 |
| 939 | 天慶2 | 8.11 | 尾張 | 守 | 藤原 共里 | | | | 『日本紀略』天慶2 年8月11日条 |
| 939 | 天慶2 | 11.21 | 常陸 | 守 | 藤原 維幾 | 府館 | | 平 将門 | 『将門記』 |
| 939 | 天慶2 | 12.26 | 備前 | 介 | 藤原 子高 | (撰津藁屋 駅家付近) | 伊予国掾 | 藤原 純友 | 『本朝世紀』天慶2 年12月26日条 |
| 939 | 天慶2 | 12.29 | 上野 下野 下野 | 介前司 新司 | 藤原 尚範 大中臣 完行 藤原 弘雅 | 館 館 館 | | 平 将門 | 『本朝世紀』天慶2 年12月29日条 |
| 944 | 天慶7 | 2.6 | 美濃 | 介 | 橘 遠保 | 還宅間 | | | 『日本紀略』天慶7 年2月6日条 |
| 978 | 天元元 | 3. | 備前 | 介 | 橘 時望 | | 海賊 | | 『日本紀略』天元元 年3月某日条 |
| 1003 | 長保5 | 2.8 | 下総 | 守 | 宮道 義行 | 府館 | | 平 維良 | 『百鍊抄』長保5年2 月8日条 |
| 1007 | 寛弘4 | 10.29 | 因幡 | 介 | 藤原 千兼 | | 因幡国守 | 橘 行平 | 『権記』寛弘4年10 月29日条 |
| 1008 | 寛弘5 | 7.26 | 長門 | 守 | 藤原 良道 | 館 | | 土師 朝兼 | 『小右記』寛弘5年 7月26日条 |
| 1028 | 長元元 | 7.15 | 上総 | 介 | 県犬養 為政 | 館 | | 平 忠常 | 『小右記』長元元年 7月15日条 |
| 1029 | 長元2 | 8.21 | 大隅 | 守 | ? | 館・官舎 | 大宰大監 | 平 季基 | 『小右記』長元2年8 月21日条 |
| 1049 | 永承4 | 12.28 | 大和 | 守 | 源 頼親 | 館 | 「大衆」 | 山階寺 | 『扶桑略記』永承4 年12月28日条 |

* [田中広明2003] をもとに修正・加筆

「十二日庚寅、先レ是、岩見国迹摩郡大領外正八位下伊福部直安道、那賀郡大領外正六位下久米岑雄等、発三百姓二百七人、帶三兵仗、圍三守從五位下上毛野朝臣氏永、奪取印匙、授三傍吏。」(中略)又守氏永為二安道等一所レ圍之時、逃三隠於介外從五位下忍海山下氏則館。夜聞三外有二數十人声、氏永意以、為レ賊欲レ被レ害、介氏則即同レ謀也。由レ是、以レ劔殿三傷氏則妻下毛野屎子及從女大田部西子、即奪三取屎子所レ着之大衣一領、自被逃去。(下略)」

史料6は対馬の郡司等三百余人が守立野正岑の館を襲撃したときのものであり、史料7は、群盗百人が、筑後守都朝臣御西の館を襲撃したことを記したものである。また史料8からは、元慶八年(八八四)六月二十三日、石見国邇摩郡大領が権守上毛野朝臣氏永の館を襲撃(『日本三代実録』同日条)したが、このとき襲撃された氏永は、介の館に逃れたことが判明する。

これらの記事を見ると、国司館襲撃に際して必ずしも国司の私富(国司の経営基盤となる財物)の篡奪が目的であったとは記されていない。「奈良時代の国司館の国府経営的あり方が、国司の受領化にもなつて、次第に受領国司の私的な経営と重なっていくという推移として押さえることができる。」との指摘^②は、傾向としては首肯し得るが、九世紀における国司襲撃事件を援用した八世紀段階における「村部豊島解」から国司の館に「経営拠点」を導くことは再検討の余地がある。

「村部豊島解」の前半は越前国諸郡における公廨稲の収納運用状況を記したものであり、後半は国司等への配分のあり方の実例を示すものという理解のみではなからうか。少なくともこの史料から国司館が国司にとっての「経済活動の拠点」であったとする結論は導き出されないであろう。

次に②について、国司館が律令制の根幹ともいべき文書行政処理の場として機能していたかを検討したい。「村部豊島解」では大目以上の四等官は「宅」と記し、史生は「館」として、国司たちの居室を「宅」と「館」で使い分けている。この使い分けについて、注目すべき論点を提示したのが中村順昭氏^③である。

氏は、『万葉集』のなかで越中国司としての現地の大伴家持の居館は「館」、平城京の住居は「少納言大伴家持の宅」(四二九八番)と区別していることに注目し、「史生の居室には事務所の要素も残っていたので、「館」と表記した

が、国府の幹部である四等官の居室は、雑務が曹司に移つてからは村部豊島などが仕事を行なう場所ではなくなつていて、国司の生活の場であると認識されていたので「宅」と記したのではないだろうか。「国司の「館」と考える場所が、家持のような上級官人と村部豊島のような下働きの者とは異なつていたのである。」とした。四等官の居室は生活の場であると認識されていたので「宅」と記したもので、政務処理作業の場として「館」表記を考える見解である。しかし「館」表記をただちに政務の場であったことによるとの結論を導くことができるのだろうか。政務処理の場として国司館が機能を有していたのかに關しては、次の史料が参考になる。

【史料9】秋田城跡出土第一〇号漆紙文書(積文は、秋田城を語る友の会『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、一九九二年による)

(表) 一 在南大室者
勘取釜壹口

□□若有忘未取者乞可

令早勘取随恩得使付国□□

□縁謹啓

五月六日卯時自蚶形驛家申

竹田継□

(裏) 一

封

務所 竹継状

介御館

表面・裏面の記載から、蚶形驛家から「介御館」にあてられたことが判明する。内容は「南大室(大型の釜を収容する秋田城管轄下の施設)にある釜を一口勘取したが、そのほかに未収のものがあれば勘取したので早急に指示して欲しい。国の□□にこの書状を持参させるのでよろしく願いたい。蚶形の驛家から進上します。」として「竹田継□」の署を添えて差し出されたものである。この文書には、切封と「封」の文字が残存し、紙紐の幅約1cm、「館」の下半と「封」の偏部分の真ん中の空白がその痕跡であるとされている。「封」の文字は、右側に偏部分が、紙の左端に旁部分が残っている。これらのことは、介に指示を仰ぐため書状として差し出されたことを示している。律令制下の行政処理は、

後に(三)で述べるように、国庁における集議、稟議による「政」が基本的決裁方式であり、この場合は正規の国の政務ではなく、書状形式の文書により指示を仰ぐにとどまるものと考えられるべき事例であろう。この史料からただちに「館での政務」とまで評価し得るかは再検討の余地がある。以上とりあげた二つの事例からは、八世紀〜九世紀において、国司の館が国司の私的経済運営のための拠点あるいは政務の場合であったとすることに慎重であるべきと考える。では国司館は国司の居住施設としての機能のほかにどのような用途があったのであろうか。『万葉集』には越中守大伴家持をはじめとする越中国司たちの館の様相とそこで催された宴への参加者が記されている。それを一覧表として示したのが次の表2である。

国司館の様相は、三九五六番「大目秦忌寸八千島の館に宴する歌一首」の左註には「館の客屋に居つつ蒼海を望む。よりて主人八千島この歌を作る。」とあり、大目の館には客屋と称する建物があったことが記されている。また四〇七〇番「庭中の牛麦が花を詠む歌一首」の左註には「右、先の国師の從僧清見といふもの、京師にいるべく、因りて飲饌を設け饗宴す。ここに主人大伴宿禰家持、この歌詞を作り、酒を清見に送る。」ともあり館のなかに庭をもち、宴ができる施設となっていた。このような宴は、四〇七一番の左註に「右、郡司已下子弟已上の諸人多くこの会に集ふ。因りて守大伴宿禰家持この歌を作る。」とあるように、国司館は国司の居住施設の場合とともに、国司のみならず郡司以下子弟以上の諸人(「在地の者」)が参集する宴の場であったことが判明する。

この大伴家持がかかわった宴の性格について、『万葉集』大伴家持の作歌題詞等から国司館が国司の営む公的な儀礼・饗宴の場であったことが知られる」との指摘⁽²⁴⁾もある。しかし、四一三六番「天平勝宝二年正月二日に、国庁にして饗を諸の郡司等に給ふ宴の歌一首」とあるように、正月の国庁における饗は「給ふ」ものであり、国司館での宴は「設け」るもの、「集ふ」ものであり、「国庁における宴(四一三六)」が公的な宴であったとすれば、国司の館のそれは私的なものであったとする指摘⁽²⁵⁾が妥当であり、両者は区別されるべき性格のものであろう。では、国司館が、政務(まつりごと)の場として現われる時期はいつからであろうか。

(三) 国司館における政務の展開

律令制下における行政処理のあり方は次の二つの史料が参考となる。

【史料10】宝龜十一年(七八〇)七月戊子条

「戊子、勅曰、筑紫大宰^一僻^二居^三西^四海^五、諸蕃朝貢、舟楫相望。由^レ是簡^二練^三士馬^一、精^二銳^三甲^四兵^一、以^レ示^二威武^一、以^レ備^二非常^一。今北陸之道、亦供^二蕃客^一、所^レ有軍兵、未^レ曾^二教習^一、属^レ事徵發、全無^レ堪^レ用。安必思^レ后、豈合^レ如^レ此。宜^レ下^二准^三大宰^一、依^レ式警虞^上。事須^下縁海村邑見^二賊來過^一者、当即差^レ使速申中於国^上。々々知^二賊船^一者、長官以下急向^二国衙^一、応^レ事集議、令^二管内警虞^一、且行且奏。其^一。(下略)」

【史料11】『続日本紀』天平宝字五年(七六一)八月癸丑朔条

「八月癸丑朔、(中略)美作介從五位下^一、兼復不^レ抛^二時^一、抑^二買民物^一。為^二守正四位上^一紀朝臣飯麻呂^一所^レ告失^レ官。」

史料10は宝龜十一年七月に、北陸道諸国に大宰府に准じて警固を強化することを命じた勅である。そのなかで、「賊の船」の襲来を知ったときには長官(守)以下は国衙において速やかに集議して、管内の警固と中央への報告を命じている。この勅にみえる「衙」の語は八世紀においてこの一例のみで、「衙」の語が軍事的側面にかかわって用いられているようにみえるとの指摘もある⁽²⁶⁾。しかしこの語は軍事的側面ではなく、長官以下の「集議」場としての表現ではなからうか。長官以下国司四等官が集議を行なうことが律令制下のあり方であり、その場は国司館ではなく、国庁あるいは曹司であったことを示しているのである。

史料11は、美作介從五位下^一、兼復不^レ抛^二時^一、抑^二買民物^一。為^二守正四位上^一紀朝臣飯麻呂^一所^レ告失^レ官。天平宝字五年八月に、県犬養宿禰沙弥麻呂が、守を通さず恣に国政を行ない、独断で館で公文に捺印したり、また時価に抛らずに民の物を強制的に買い上げたとして守である紀朝臣飯麻呂によって告発され解任されたというものである。この事件について、国司館(この場合は介の館)が八世紀の中葉から国司個人の経済的・政治的な活動の拠点であったことを裏付けているとする見解がある⁽²⁷⁾。しかしこの記事では、「兼……」とあるので、後半部分はただちに「館」での活動とはいえないこと、しかも「独り自ら館に在りて」公文に捺印、決裁をしたことが処罰の対象となっているのである。行政決裁・政務処理は館で行

表2 『万葉集』にみえる大伴家持の宴

| 年月日 | 内容 | 典拠 |
|--------------|--|-----------------|
| 天平18年8月7日 | 大伴家持の館で宴。 *守大伴家持・掾大伴池主・大目秦八千島 | 3943～3951の題詞・左註 |
| 天平18年 | 大目秦八千島の館で宴。 | 3956の題詞 |
| 天平18年8月 | 掾大伴池主大帳使 11月帰任で宴。 | 3960～3961の左註 |
| 天平19年4月20日 | 家持正税帳使 それに先立ち大目秦八千島の館で、餞する宴。 | 3989～3990の題詞・左註 |
| 天平19年4月26日 | 同じく掾大伴池主の館で餞する宴。 *介内蔵繩麻呂も作歌 | 3995・3998の題詞・左註 |
| 天平19年4月26日 | 大伴家持の館で飲宴。 | 3999の題詞 |
| 天平20年3月23日 | 左大臣橘諸兄の使者造酒司令史田辺福麻呂を家持の館に饗す。 | 4032～4043の題詞・左註 |
| 天平20年3月26日 | 掾久米広縄の館で田辺福麻呂を饗す。 | 4052～4055の題詞 |
| 天平20年4月1日 | 掾久米広縄の館の宴。 *羽咋郡擬主帳能登臣乙美・遊行女婦土師も作歌 | 4066～4069の題詞・左註 |
| 天平20年 | 国師の従僧清見の入京に際して、饗宴。 *この時、「郡司已下子弟已上諸人多集此会」とある。 | 4070・4071の左註 |
| 天平感宝元年5月5日 | 東大寺の占墾地使僧平栄等を饗す。 | 4085の題詞 |
| 天平感宝元年5月9日 | 諸僚、少目秦石竹の館に会す。 *守・介内蔵繩麻呂作歌 | 4086～4088の題詞・左註 |
| 天平感宝元年閏5月27日 | 先に天平二十年に朝集使として入京していた掾久米広縄の帰任に際して、「長官」の館で宴。 | 4116の題詞 |
| 天平勝宝元年 | 少目秦石竹の館の宴。 | 4135の左註 |
| 天平勝宝2年正月2日 | 国の庁に諸郡司等に饗を給う宴。 | 4136の題詞 |
| 天平勝宝2年正月5日 | 判官久米広縄の宴。 | 4137の題詞 |
| 天平勝宝2年2月18日 | 墾田の地を檢察することによりて、礪波郡の主帳多治比部北里の家に宿る。 | 4138の題詞 |
| 天平勝宝2年3月3日 | 家持の館の宴。 | 4151～4153の題詞 |
| 天平勝宝2年9月3日 | 宴。 *家持・掾久米広縄作歌。 | 4222～4223の題詞 |
| 天平勝宝2年10月16日 | 朝集使少目秦石竹を餞する。 | 4225の左註 |
| 天平勝宝3年正月2日 | 守の館に集宴。 | 4229の左註 |
| 天平勝宝3年正月3日 | 介内蔵繩麻呂の館に会集し宴。 | 4230の左註 |
| 天平勝宝3年2月2日 | 判官久米広縄、正税帳使として入京に際して、守の館で宴。 | 4238の題詞・左註 |
| 天平勝宝3年8月4日 | 七月十七日をもって少納言に遷任。 *朝集使掾久米広庭に贈り貽す作歌 | 4248の題詞 |
| 天平勝宝3年8月4日 | 八月五日、大帳使に付きて入京せんとす。この日、国厨に饌を設け、介内蔵繩麻呂の館に餞す。 | 4250の題詞 |
| 天平勝宝3年8月5日 | 上京す。国司の次官已下諸僚、皆共に見送る。時に射水郡の大領安努君広島の門前の林の中に餞饌の宴を設く。 | 4251の題詞 |
| 天平勝宝3年 | 正税帳使掾久米広縄、事を畢へて任に退る。適に越前国の掾大伴池主の館に遇い、共に飲楽。 | 4252の題詞 |

なうものではないという理解が背景にあったのではないかと考えられるのである。このように律令制下において、国司館は政務決裁の場であったとはたまたちにはいえないことは明らかである。

では、国司館の性格が変化すること、すなわち国司館が政務処理の「場」に転換していくのはいつ頃からであろうか。館での政務という場合には、館での合議なり、決裁がみえることが必要ではないかと考えられるが、八世紀〜九世紀においてこのような「新しい動向」をうかがえる史料はみえない。十世紀末においても国庁での政務が基本とされていることが次の史料からもうかがわれる。

【史料12】尾張国郡司百姓等解（第二六条）（早稲田大学所蔵・井上本）

「一、請_レ被_二裁定_一、守元命朝臣依_レ無_二庁務_一難_レ通_二郡司百姓愁_一事
右、国宰之吏、是既分優之職、屢巡_二檢部内_一、常須_レ問_二風俗_一、然而守元命
朝臣、專營_二京洛之世途_一、无_レ優_二黎元之愁苦_一、忝有_二国宰之階_一、猶不_レ異_二
夷狄讎敵_一、為_レ政之日、庁頭不_レ挺_レ首、致_レ愁之朝、館後猶秘_レ身、參集
之人、暗聞_レ音罷還、郎從之者、合_レ眼恪勤、窓内藏_レ形、常称_二在京_一、門
外立_レ礼、頻号_二物忌_一、因_レ之郡司百姓、朝擎_レ簡来、夕懷_レ愁還、通夜終
日、積_レ歎為_レ枕、昔作_二何罪報_一、今会_二此国宰_一、嗚呼将来吏、積_二習之_一哉、
望請被_二裁断_一、以早慰_二賜意之愁吟_一矣、」

永延二年(九八八)に尾張国の郡司百姓等が国守藤原元命の非法を訴えた「解文」三一条のなかの第二六条であるが、ここでは元命が庁(国庁)に出仕しないことが糾弾の対象とされている。郡司百姓等(実際の起案者については中央の者か現地の者かで議論はある)の論理は律令法の基礎にある「徳治主義」に立脚したもので²⁸⁾、「国庁での政務が基本」とする「郡司百姓等」の認識が十世紀末の政務の実態であったかは慎重に判断する必要もある。しかし十世紀末でも政務を行なう「場」は国庁であるという意識が反映されていること、また中央への上訴において効果的な論理であったことも事実であろう。発掘調査でも伊賀・常陸・陸奥(多賀城)国府では十一世紀前半、筑後国府では十一世紀後半まで国庁が機能していた事例もみえ²⁹⁾、国庁が機能していた国は少なくないのである。

では、国司館での政務処理が実際にうかがえる事例はいつ頃になるのであるか。次の史料には国守(受領)の館での文書の作成と捺印の様子が描かれている。

る。

【史料13】『今昔物語集』巻二八―二七

「(上略)而ル間、此ノ目代、守ノ前ニ居テ、文書共多ク取散シテ、亦下文共ヲ書セ、其レニ印指スル程ニ、傀儡子ノ者共多ク館ニ来テ守ノ前ニ並ビ居テ、歌ヲ詠ヒ笛ヲ吹キ、謔ク遊ブニ、守モ此レヲ聞クニ、我ガ心地ニモ極クス、ロハシク謔ク思エケルニ、此ノ目代ノ印ヲ指スヲ見レバ、前ニハ糸吉ク指ツル者ノ、此ノ傀儡子共ノ吹キ詠フ柏子ニ随テ、三度拍子ニ印ヲ指ヌ。(中略)

守_{奇異}ク、「此ハ何ニ」ト思フ程ニ、目代印ヲ指タス、「昔ノ事ノ難忘ク」ト云テ、俄ニ立走テテ乙ケレバ、傀儡子共弥ヨ詠ヒ早シケリ。館ノ者共此レヲ見テ、興_シ咲テ啞ケル程ニ、目代恥テ印ヲ投棄テ、立走テ逃ヌレバ、守此ノ事ヲ怪カリテ、傀儡子共ニ、「此ハ何ナル事ゾ」ト問ケレバ、傀儡子共ノ云ク、(下略)」

ここには伊豆守小野五友の館において文書の作成と捺印が行なわれていたことが記されている。小野五友の伊豆守任官の時点の詳細は不明であるが、十一世紀はじめ頃の事例かと考えられる。この頃まで時代が下ると国司の政務を館でとり行なうことが常態化していたことを知ることができよう。

ただ一方で、受領が任国に赴任し館に著する日の儀式の手順も次の史料にみえている。

【史料14】『朝野群載』国務条々事 一一条

「一 受_二領印鑑_一事
撰_二定吉日_一、可_レ領_二印鑑_一。但領_二印鑑_一之日、即令_三前司奉_二行任符_一、乃後領_レ之。又著_レ館日儀式、前司差_二官人_一、分_二付印鑑_一。其儀前司差_二次官以下目以上_一二人、令_レ齋_二印鑑_一、令_レ參_二新司館_一。即官人就_レ座之後、鑑取書生、以_二御鑑_一置_二新司前_一、(其詞云、御鑑進ル。新司無答(或云、答云、與之。))

「印鑑」を分付・受領する儀式の手順のなかで、館において分付された「印鑑」は、これまで印(国印)と鑑(正倉の鑑)もしくは印を入れた櫃の鑑とされてきたが、印を取めたクラの論とする説もある³⁰⁾。後者の説によれば印そのものは館にはないこととなり、捺印が「尋常の庁事」(『朝野群載』国務条々事 一七条)であることと整合的になる。捺印の場はあくまで原則は「庁事」(国庁)であり

館ではなかったという意識が依然として残っていたともいえるのではなからうか。

末尾に掲げた表3は、『今昔物語集』にみえる国府を構成する施設の名称と利用形態を示した一覧表である。

これらの事例では、館という場所のみを示す用例が大半を占めるが、館での仏事(第二一三五)、陰陽師による祓(第二四一四)のほか、政務との関連を記した事例もわずかではあるがみられる。ただその表現は国府で公事を勤める(第一四一八、第一六一三)という漠然としたものであり施設を特定できるものは少ない。先の史料13のほか、「館ニ参テ、公事ヲ勤メ」(第二一七八)と館での政務が推測される事例もあるが、一方で国庁での政務と明確に記す例(第二六一五)もあり、必ずしも館での政務という傾向に収束していったと断定はできず、史料14の『朝野群載』の記事もそのように理解することができらるる。

四 国司の館に集う人々と「在庁官人」——おわりにかえて—

史料13の文書の作成と捺印にかかわった目代は「館ノ人ニモ国ノ人ニモ極ク被受テ、重キ者ニ被用テナム有リケル。」とされていた。「館ノ人」と「国ノ人」の区分に注目し、「館ノ人」と「国ノ人」は別の集団であって、当時の国衙機構を構成する集団には、受領の下に受領の任期の間だけ集まった者と、在地の組織として恒常的に機能している国衙機構に所属する者との、二つの立場があったことが指摘されている³¹⁾。

「受領国司の館は、地方にあつては、在庁官人等の在地者からなる組織に対して、別の勢力が活動する際の拠りどころの象徴」「館」は在地者の組織と秩序を象徴する語としての「国」に対比される存在」との指摘は重要であろう。「館ノ人」⇨受領の私的従者(郎等)と「国ノ人」⇨在庁官人・書生などの国衙機構に結集する者という両者の関係の「場」は、「国庁」の建物が廃絶した場合、「館」が受領の任国における拠点として「国庁」が有していた機能を吸収していき、「国庁」と「館」の機能が一つの施設の中に解消していくと考えることが可能であろう。同時に、在地出身の「在庁官人」は、受領の私的従者とは異なるあり方を保持し続けている。二つの集団のあり方を踏まえるとき、受領が文書を「館」で決済している事例が出現していることは、国衙の「所」と呼ばれる機

関が国の政務を分掌する体制が本格的に展開する国衙機構の再編過程のなかの一階梯として、考えておくことも必要であろう。

周防国府の調査は、平安時代(とくに十世紀後半以降)における国府域全体の变化を総体として検討する貴重な成果をもたらすものとなるであろう。周防国における「まつりごと」の展開とかわらせた「場」の解明として、「場」の機能に視点を置いた国庁から国司館への展開と、それと関連した国府域内の諸施設の解明が今後の課題でもであろう。さらに十二世紀以降をみすえた国府域全体の「見取り図」を描くこと(武蔵国府の事例もある)も同時に求められる。そのためには考古学の発掘調査の成果と古代史学の文献史料調査の突き合せ、協働の必要性が今後も追求されなければならないであろう。

〔注〕

- (1) 八木充「国府の成立と構造—文献史料からみた—」国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇(共同研究「古代の国府の研究」—共同研究「都市における生活空間の史的研究」のうち、古代都市の研究(一)〜、一九八六年。
- (2) 江口桂「地方官衙 4 国府」江口桂編『古代官衙』ニューサイエンス社、二〇一四年。なお、大橋泰夫・江口桂編『古代国府・最新研究の動向』『季刊考古学』一五二、二〇二〇年も参照。
- (3) 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四年。
- (4) 青木和夫『日本の歴史 五 古代家族』小学館、一九七四年。この説は国庁・郡家同居説ともいうべきものである。ただしこの説については、『出雲国風土記』の里程記事から国庁と意宇郡家との位置関係に対して批判的検討もある。この点に関しては、平石充「出雲国風土記と国府の成立」『古代文化』六三—四、二〇一二年を参照。
- (5) 吉田晶「地方官衙とその周辺—国司制の成立をめぐる—」『庄内考古学』一九、一九八五年。
- (6) 八木充、前掲注(1)論文。
- (7) 大橋泰夫『古代国府の成立と国郡制』吉川弘文館、二〇一八年。
- (8) 江口桂「武蔵国府の成立」『古代文化』六三—三、二〇一一年。

- (9) 中村順昭「古代武蔵国府の地域史」『日本歴史』八三六、二〇一八年。ただこの点に関しては、律令制下の貢納物の送り出し方式から疑問が残る。この点に関しては、加藤友康「貢納と運搬」上原真人・白石太一郎・吉川真司・吉村武彦編『列島の古代史人・もの・こと 四 人と物の移動』岩波書店、二〇〇五年を参照。
- (10) 鈴木拓也「多賀城」条里制・古代都市研究会編『古代の都市と条里』吉川弘文館、二〇一五年。
- (11) 「右大臣殿／餞馬収文」の記載がある。十世紀前葉以前に保管されていた題籤軸木簡とされ、右大臣については昌泰四年（延喜元年、九〇一）左遷された菅原道真に代わり右大臣となった源光、当時の陸奥守は藤原滋実と推定されている。この点に関しては、柳澤和明「陸奥国府多賀城の国司館」『条里制・古代都市研究』三五、二〇一九年を参照。
- (12) 坂井秀弥「庁と館、集落と屋敷―東国古代遺跡にみる館の形成―」佐藤信・五味文彦編『城と館を掘る・読む―古代から中世へ―』山川出版社、一九九四年。
- (13) 大橋泰夫「東山道 下野」条里制・古代都市研究会編『古代の都市と条里』吉川弘文館、二〇一五年。
- (14) 神保公久「筑後国府の成立」『古代文化』六三―四、二〇一二年。
- (15) 坂井秀弥、前掲注(12) 論文。
- (16) 田中広明「国司の館の景観と生活」『地方の豪族と古代の官人―考古学が解く古代社会の権力構造』柏書房、二〇〇三年。
- (17) 吉瀬勝康「山陽道 周防」条里制・古代都市研究会編『古代の都市と条里』吉川弘文館、二〇一五年。平井耕平「国府と郡家―防府市内の最近の調査結果から―」『九州考古学会夏季大会（山口大会）古代の山口―周防 鑄銭司・長門鑄銭所・長登銅山と周防国府―』二〇一九年。
- (18) 防府市教育委員会『周防国府跡発掘調査報告九―草園地区の調査―』二〇二〇年。
- (19) 大林達夫「周防国府の建物群とその景観」『国立歴史民俗博物館研究報告』六三、一九九五年。
- (20) 鬼頭清明「国司の館について」国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇〈共同研究「古代の国府の研究」―共同研究「都市に物館研究報告」―〉
- おける生活空間の史的研究」のうち、古代都市の研究(一)〜、一九八六年。
- (21) 鬼頭清明、前掲注(20) 論文。
- (22) 佐藤信「古代・中世の城と館」佐藤信・五味文彦編『城と館を掘る・読む―古代から中世へ―』山川出版社、一九九四年。
- (23) 中村順昭「国司の館と宅」『本郷』一一四、二〇一四年。
- (24) 佐藤信、前掲注(22) 論文。
- (25) 鬼頭清明、前掲注(20) 論文。
- (26) 八木充、前掲注(1) 論文。
- (27) 田中広明、前掲注(16) 論文。
- (28) 加藤友康「藤原元命はなぜ訴えられたか」吉村武彦・吉岡眞之編『新視点 日本の歴史 第三巻 古代編Ⅱ』新人物往来社、一九九三年。
- (29) 江口桂「平安時代における国府の変容―武蔵国府を中心に―」『条里制・古代都市研究』三二、二〇一七年。大橋泰夫、前掲注(7) 論文。
- (30) 古尾谷知浩『日本古代の手工業生産と建築生産』塙書房、二〇二〇年。
- (31) 鐘江宏之「平安時代の「国」と「館」―地方における権威をめぐって―」佐藤信・五味文彦編『城と館を掘る・読む―古代から中世へ―』山川出版社、一九九四年。

表3 『今昔物語集』にみえる国府の施設の名称と利用形態

| 巻話 | 題名 | 国 | 人物 | 施設の名称と利用形態 |
|-------|------------------|-------|----------|---|
| 12 28 | 肥後国書生免羅利難語 | 肥後 | 書生 | 「朝暮ニ館ニ参テ、公事ヲ勤テ年来ヲ経ル……」 |
| 12 35 | 神名睿実持経者語 | 肥後 | 守一 | 「目代、睿実ヲ請ズ、睿実君、請ニ趣テ、守ノ館ニ行テ、法花経ヲ誦スルニ……」 |
| 14 6 | 越後国々寺僧、為猿写法花語 | 越後 | 守藤原子高 | (守)「国府ニ着テ後、未ダ神事ヲモ不拜ズ、公事ヲモ不始ザル……」 |
| 14 8 | 越中国書生妻死立山山地獄語 | 越中 | 書生 | 「書生朝暮国府ニ参テ、公事ヲ勤メテ有リ」 |
| 15 23 | 始丹後国迎講聖人往生語 | 丹後 | 守大江清定 | (守)「此人聖人ヲ貴ヒテ帰依スル程ニ、聖人守ノ国ニ有ル間、館ニ行テ、守ニ値テ云ク……」 |
| 16 3 | 周防国判官代依観音助存命語 | 周防 | 判官代 | 「国府ニ参テ、公事ヲ勤テ家ニ返ル間……」 |
| 16 18 | 石山観音為利人付和歌末語 | 近江 | 守一・伊香郡司 | (守)「御館ニ急事有リ云テ、此ノ郡ノ司ヲ召ス」 |
| 16 21 | 下鎮西女依観音助通賊難持命語 | 一【鎮西】 | — | 「姫ノ娘館ニ宮仕シテ、有ケル」「其ノ女童館ニ行テ」「館ニ迎テ住ケリ」 |
| 17 32 | 上総守時重書写法花蒙地蔵助 | 上総 | 守藤原時重 | (僧)「各経ヲ読テ、巻数ヲ捧テ、星ノ如ク館ニ集ル事無限シ」 |
| 17 41 | 僧貞遠依普賢助通難語 | 参河 | 守一 | 「国司口ト云フ人、館ヲ出テ行ク間……」「館ニ将行テ、即チ御厩ニ下シテ……」「館ニ請ジ入テ、日ノ供ヲ宛テ衣服ヲ与ヘテ、丁寧ニ供養シケリ」 |
| 19 2 | 参河守大江定基出家語 | 参河 | 守大江定基 | 「守其ノ日ノ内ニ国府ヲ出テ京ニ上ニケリ」 |
| 19 13 | 越前守藤原孝忠侍出家語 | 越前 | 守藤原孝忠 | 「館ノ北山ニ口ト云フ貴キ山寺ノ有ケルニ……」 |
| 19 32 | 陸奥国神報守平維叙恩語 | 陸奥 | 守平維叙 | 「守既ニ任畢テ京上シテ、国ノ館ヲ出デテ二三日許ニ成ル程ニ……」 |
| 23 18 | 尾張国女取返細量語 | 尾張 | 守若桜部一 | 「女、二ノ指ヲ以テ、国司ヲ取テ床ニ居ヘ乍ラ国府ノ門ノ外ニ出テ、衣ヲ乞フ。国司恐テ衣ヲ返シ与エツ」 |
| 24 14 | 天文博士弓削是雄、占夢語 | 近江 | 守一【藤原有蔭】 | (守)「館ニ有テ、陰陽師天文博士弓削是雄ト云フ者ヲ請ジ下シテ、大属星ヲ令敬ムト為ル間……」 |
| 24 43 | 土佐守紀貫之の子死説和歌語 | 土佐 | 守紀貫之 | 「其ノ館ノ柱ニ書付ケリケル歌ハ、生ニテ不失テ有ケリ」 |
| 24 50 | 筑前守源道濟侍妻最後説和歌死語 | 筑前 | 守源道濟 | 「文ヲ書テ、(略)守ノ館ニ女童ノ持行タリケルヲ……」「館ノ使ヲ以テ国ノ間ハ追出シテケリ」 |
| 24 56 | 播磨国郡司家女説和歌語 | 播磨 | 守高階為家 | (守侍佐太)「其ノ郡ニ行テ、(略)四五日許有テ、館ニ返ニケリ」「佐太ガ館ニ返リタリケルニ、従者ノ云ケル様……」 |
| 25 1 | 平将門兇謀反被誅語 | 常陸 | 守藤原惟幾 | 「元明将門ニ随テ、将門トカフ合セテ、国司ノ館ヲ追ヒ去ケリ」「下野国ニ渡ル、既ニ国庁ニ着キテ、其ノ儀式ヲ張ル、其ノ時ニ国ノ司藤原広雅・前司大中臣ノ宗行等館ニ有リ、(略)将門ヲ押シテ、即チ印籠ヲ捧テ地ニ跪テ授ケ、逃ヌ」「(上野国)将門ヲ領ジテ庁ニ入ル」 |
| 25 4 | 平維茂郎等被殺語 | 上総 | 守平兼忠 | 「館ノ人既ニ此ニ御座シタリト云ヒ騒ケム、其ノ時ニ、風発テ、外ニハ不出シテ簾ノ内ニ寄り臥シテ、入レ立テ仕フ小侍男ヲ以テ、腰ヲ叩カセテ臥タル程ニ……」 |
| 25 5 | 平維茂尉藤原諸任語 | 陸奥 | 守藤原実方 | 「国ノ内ノ可然キ兵共、皆前々ノ守ニモ不似、此ノ守ヲ饗応シテ、夜ル昼ル館ノ宮仕怠ル事無カリケリ」 |
| 25 11 | 藤原親孝為盗人被捕質依頼信言免語 | 上野守 | 守源頼信 | 「其ノ時ニ親孝ハ館ニ有ケレバ、人走り行テ、若君ヲバ盗人質ニ取り奉リツト告ケレバ、親孝驚キ騒テ走り来テ見レバ、実ニ盗人壺屋ノ内ニ見ノ腹ニ刀ヲ差宛テ居タリ」「郎等共ニモ、穴齧、近クナ不審ソ、只遠外ニテ守テ有レト云テ、御館ニ参テ申サトテ、走り行ヌ」 |
| 25 13 | 源頼義朝臣野安陪貞任等語 | 陸奥 | 守源頼義 | 「然テ、守館ニ返ル道ニ、阿久利川ノ辺ニ野宿シタル」 |
| 26 5 | 陸奥国府官大夫介子語 | 陸奥 | 介一 | 「国ノ介ニテ政ヲ取行ヒケレバ、国ノ庁チニ常ニ有テ」「此父ノ介、沙汰有事有テ、御館ニ有テ、久フ家ニ不返リケル程ニ……」「見、父ハト問ヘバ、父ハ未ダ此事知不給、国府ニコソハ御スラト答フレバ……」「介殿ハト問ヘバ、「国府ニコソハ」ト答フ」 |
| 26 12 | 能登国風至孫得帯語 | 能登 | 守善滋為政 | 「守他家ノ内ノ物ヲ皆計ヘ取テ、館ニ返ニケリ」 |
| 26 14 | 付陸奥守人見付金得富語 | 陸奥 | 守一 | 「口ハセテ行程ニ、日来ヲ経テ、越後ノ館ニ行着ヌ」 |
| 27 13 | 近江国安義橘鬼噺人語 | 近江 | 守一 | 「今昔、近江ノ守、口ノ口ト云ケル人、其ノ国ニ有ケル間、館ニ若キ男共ノ勇タル数居テ、昔シ今ノ物語ナドシテ、基雙六ヲ打、万ノ遊ヲシテ物食、酒飲ナドシケル」「己レシモ其ノ橘ハ渡ナムカシ。極シキ鬼也トモ此ノ御館ニ有ル一ノ鹿毛ニダニ乗タラバ渡ナムト。」「男ハ喘々グ我レニモ非ダ、彼レハ誰ノ時ニ館ニ馳着タレバ、館ノ者共立騒テ、何ヤト問フニ、……」 |
| 27 43 | 頼光郎等平季武值産女語 | 美濃 | 守源頼光 | (郎等平季武)「館ニ返ヌレバ……」 |
| 28 27 | 伊豆守小野五友目代語 | 伊豆 | 守小野五友 | 「館ノ人ニモ国ノ人ニモ極ク被受テ、重キ者ニ被用テナム有ケル」「館ノ人モ国ノ人モ、傀儡子目代トナム付テ咲ケル」 |
| 28 39 | 寸白、任信濃守解失語 | 信濃 | 守(寸白) | 「国人ノ申サク、此ノ国ニハ万ノ所ニ胡桃ノ木ノ多ク候フ也。然レバ守ノ殿ノ御菜ニモ、御館ノ上下ノ人ニモ、只此ノ胡桃ヲ万ニ備ヘ候フ也ト答フレバ……」「国ノ人」 |
| 29 10 | 伯耆国府蔵入盗人被殺語 | 伯耆 | 守橋経国 | 「国府ノ傍ニ口院ト云フ蔵共有リ」 |
| 29 25 | 丹波守平貞盛取児干語 | 丹波 | 守平貞盛 | (医師)「館ニ行テ、何ゾ、薬ハ有ヤト守ニ問ヘバ……」 |
| 29 27 | 主殿頭源章家造罪語 | 肥後 | 守源章家 | 「然テ還向シテ館ニ返テ、侍ニ上ル所ニ、平ナル石ノ大キナルヲ置テ、其レヲ踏ヘテ板敷ノ上ヘ上ル石有ケリ」「鹿ノ身ノ限ヲ国府ニ運バセテ、館ノ南面ノ遙タト広クテ木モ無キ庭ニ隙モ無ク並バ置セタリケレバ……」 |
| 30 4 | 中務大輔娘成近江郡司婢語 | 近江 | 守一 | 「菓子食物ナド器量ク調ヘ立テ館ヘ運ケルニ」「守、館ニテ多ノ男女ノ下衆共ノ物ヲ持運ブラ見ケル」 |
| 31 10 | 尾張国勾経方妻夢見語 | 尾張 | 勾経方(貫首) | 「国府ニ召スト云成テ、経方彼ノ女ノ許ニ行ニケリ」「経方、京ヘ上ズル事共ナド拵メ居タルニ、今夜御館ニ事ノ沙汰共有テ、トミニ否不罷出ズシテ寝ザリツレバ、吉(苦)事無限シト云テ……」 |
| 31 18 | 越後国被打寄小船語 | 越後 | 守源行任 | 「(小船)世ニ珍キ物也ト云テ、館ニ持行タリケレバ、守モ此ヲ見テ極ク奇異ガリケリ」 |
| 31 22 | 讃岐国満農池頼国司語 | 讃岐 | 守一 | 「口ノ口ト云フ人、其ノ国ノ司シテ国ニ有ケルニ、其ノ国ノ者共モ館ノ人モ集テ物語ナドシケル次デニ、「哀レ、満農ノ池ニハ無限ク多カル魚カナ、三尺ノ鯉ナドモ有ラムナド語ケルヲ……」 |